

**2024.02.29 本日は町田市議会の政務活動費の使途に関する裁判の判決が出ている日ですが、私たちが結果を知るのは先になります 2024.2.29**



セミナー出席、政務活動費を使うものは報告書を提出する

本日は町田市議会の政務活動費の使途に関する裁判の判決が出ている日ですが、私たちが結果を知るのは先になります 2024. 2. 29

この裁判は、町田市長が被告になっているものですが、実際にはその政務活動費を支出を行った会派、及びその支出にかかわった議員が対象となるものです。

その経緯は、下記をご覧ください。

[政務活動費の裁判で補助参加人に決定 2020. 10. 28 アップ](#)

町田市はその判決文を裁判所から受け取っていると思いますが、その写しを町田市がくれるわけではないでしょうから、自分で依頼する弁護士さんから受け取る、と言ってもその読み込みはそれなりに専門性がないと膨大な時間を要するでしょうから、その説明を受けないとどのような結論が出ているかはわかりません。

ある意味、原告側が先にその内容の解釈を示してくるものと思いますが、それはあくまで原告側の立場を踏まえたものでしょうから、当方は当方で自分の見解をいずれ出していきたいと思い

ます。いずれにしても、私は、町田市議会の政務活動費支出に関する条例、要綱に従って、政務活動費の支出を行ってきたものです。公明正大な活動と支出をしてきたものであり、裁判ではその趣旨と資料を提示してきました。求められた資料は隠さずに提出し、説明してきました。